

レベルアップ支援事業実施要項

1 趣 旨

本事業は、本県高等学校文化活動の更なる活性化を図り、文化活動のレベルアップや文化部への興味・関心を高めることを目的とする。

2 事業の対象

茨城県高等学校文化連盟に所属する 22 部会を対象とする。

3 事業内容

(1) 芸術家等による生徒の指導

優れた芸術家等を指導者として派遣する。報償については、過去の実績や他県の状況等を基に、実施要領に記載のある報償費を参考に各部会において定めるものとする。

また、事業の実施に伴う会場費および会場までの交通が不便と認める場合に限り、実施要領に記載があるとおりの貸切バス代として交通費を支給する。

(2) 活動発表会場の提供

上記(1)の実施後に活動発表として必要な会場を提供する。

4 事業の実施

実施にあたり事業計画書を実施日の1カ月前までに提出するものとし、実施完了後には速やかに報告書等を提出するものとする。なお、本事業は、令和9年2月28日までに完了するものとする。

5 その他

(1) 全国高総文祭に出場するために行う1団体のための講習会などについては、趣旨に反するため認められない。

(2) 事業計画書に添付する開催要項に代わる文書として、開催案内文書や出席依頼文書の提出は認められない。

(3) この要項に定めるもののほか、必要な事項については実施要領に定める。

付 則

この要項は、令和8年6月2日から施行する。

レベルアップ支援事業実施要領

1 事業計画書および事業報告書等の提出

開催を予定する日の1カ月前までに事業計画書（様式1）に開催要項を添えて提出すること。

なお、開催案内文書や出席依頼文書などは開催要項の代替文書とは認められない。

事業実施完了後は、速やかに実施報告書（様式2－1）、交通費計算書（様式2－2）、口座振替書（2－3）等を提出すること。

2 芸術家等への報償費について

（1）報償費について

報償費の基準は予算に限りがあることから実施に際し、1回あたりの報償費が過大とならないよう留意すること。また、1部会の報償費（交通費を含む）の上限を10万円とする。

【報償費基準】

職種	報償費（旅費は別途）
民間企業、任意団体等に所属する者※ ¹	「12,000 円／1 時間」以内
芸術家等※ ²	「20,000 円／1 時間」以内
その他※ ³ （著名人などで特別な配慮が必要な場合）	茨高文連と別途協議

※¹ 民間企業、任意団体等

放送局や出版社などの民間企業や任意団体に所属する者を想定。

※² 芸術家

プロの芸術家や書道家、棋士等を想定。

※³ その他

過去の実績や他県の状況等を基に高文連事務局と協議する。

（2）交通費について

交通費計算書（様式2－2）で提出があった場合のみ支払うものとする。

ただし、自家用車を利用した場合については、以下の条件に合った場合に限り支払うものとする。

①高速道路を利用する場合は、出発地（自宅）から目的地まで片道20 km以上であること。

②高速道路を利用した際は、領収書またはETCの利用証明書を提出すること。

③距離数については、出発地（自宅）から目的地までの距離数とする。ただし、端数は切り捨てとする。（例：往復80.6 kmは、80 kmで計算）

（3）貸切バスの利用について

①貸切バス料金は、1部会5万円を上限とし、利用する際は、事業計画書（様式1）に添付して提出するものとする。

②見積書、請求書のあて名は、「茨城県高等学校文化連盟」とし、業者への支払いについては、次のとおりとする。

ア見積書、請求書の金額が上限以内の場合

業者から直接、茨高文連事務局に郵送するものとし、茨高文連事務局から支払うものとする。

イ見積書、請求書の金額が上限を超過した場合

請求書のあて名を部会名とし、請求書のコピーを茨高文連事務局に提出し、上限金額（5万円）を申請があった部会が指定する口座に支払うものとする。業者への支払は部会が行うものとする。

（４）会場費について

①事業の実施に際し、必要となる会場の使用料については、1部会10万円を上限とし、事業計画書（様式1）に添付して提出するものとする。

②見積書、請求書のあて名は、「茨城県高等学校文化連盟」とし、会場への支払いについては、次のとおりとする。

ア見積書、請求書の金額が上限以内の場合

会場から直接、茨高文連事務局に郵送するものとし、茨高文連事務局から支払うものとする。

イ見積書、請求書の金額が上限を超過した場合

請求書のあて名を部会名とし、請求書のコピーを茨高文連事務局に提出し、上限金額（10万円）を申請があった部会が指定する口座に支払うものとする。業者への支払は部会が行うものとする。

（５）その他

芸術家等への報償費の支払については、報償費（交通費（公共交通機関利用料金及び高速料金を除く）含む）の合計金額から源泉徴収税（10.21%（うち0.21%は復興特別所得税））を差し引いた金額を支払います。

年間の報償費が50,000円を超える方については、税務署へマイナンバーを報告する必要がありますので、別途、茨高文連事務局からご本人へ照会の連絡をしますので、その旨、講師の方にお伝えください。

（６）事業に係る提出書類

様式1 レベルアップ支援事業計画書

様式2-1 レベルアップ支援事業実施報告書

様式2-2 交通費計算書

様式2-3 口座振替依頼書

3 留意点

（１）事業を実施する際は、実施要項を添付のうえ、実施日の1カ月前までに事業計画書（様式1）を提出し、実施後は速やかに実施報告書（様式2-1）等を提出すること。

なお、計画に変更が生じた場合は、随時、変更届を提出すること。

（２）報償費や交通費の支払いに関して、部会で立替払いを行わないこと。

（３）事業計画書など必要書類が未提出にも関わらず事業を実施した場合は、事業と認められませんのでご注意ください。

（４）事業を他の任意団体と合同で行う場合は、事前に必ずご相談ください。